

台風6号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置に関するお申込みについて

1. 対象となるお客様

電気のご使用場所が特別措置の対象地域となるお客さまであり、かつ、市町村より発行された罹災証明書等をお持ちで当社へ提示いただけるお客さま。

2. 特別措置の概要

(1) 支払期日延長 ※1

被災されたお客さまの 2023 年7月分(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除いたします。

(3) 工事費負担金 ※2の免除

被災されたお客さまが電気の契約を廃止し、2024年2月末日までに新たに電気の使用申し込みを行う場合は、それに要する工事費負担金を免除いたします。(ただし被災時の契約電力等を超えないこと)

(4) 臨時工事費 ※2の免除

被災されたお客さまが2024年2月末日までに臨時に電気を使用される場合は、それに要する臨時工事費を免除いたします。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、2024年2月末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更工事費 ※2の免除

被災されたお客さまが引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申し込みを2024年2月末日までに行う場合は、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から30日目といたします。

※2) 工事費負担金、臨時工事費および引込線、計量器等の取付位置変更工事費とは、お客さまからの申し込みにより当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、それに要する工事費をお客さまにご負担いただくものをいいます。

3. 申込方法

「電気料金等の特別措置適用申込書」に各市町村より発行される「罹災証明書(写)」等を添付いただき、以下の送付先までご郵送ください。

なお、上記(3)・(4)・(6)の特別措置を希望されるお客さまについては、本特別措置の適用申込に加え、別途、電気工事店を通した申請(電気使用申込書の提出)が必要となります。

<送付先>

〒901-2602 沖縄県浦添市牧港5-2-1 沖縄電力(株) 料金センター 宛

< 問い合わせ先 >

電話番号:0120-586-391(コールセンター)

098-993-7777【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話

受付時間:月～金 8:30～17:00 (祝日、慰霊の日、旧盆(8/30)、年末年始(12/29～1/3)除く)

